

報告第 8 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 4 月 24 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月２９日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北本市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成２８年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の２第８項」を「第２４３条の２の８第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。